

平成26年度
道路維持管理計画書

国土交通省 関東地方整備局
首都国道事務所

目次

1. 管理方針	
(1) 道路維持管理の現状と課題	2
(2) 道路維持管理の基本方針	3
2. 管理計画	
(1) 目的	4
(2) 管理路線	4
(3) 管理施設概要	5
3. 日常管理	
(1) 道路巡回	7
(2) 道路清掃	7
(3) 除草	8
(4) 剪定	9
(5) 応急処理等	9
(6) 設備点検	9
(7) 除雪	10
4. その他	
(1) 冠水対策	11
(2) 窓口業務	11
(3) その他	12
(4) 問い合わせ先	12

1. 管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の延長約2,434kmの一般国道及び高速自動車国道を管理しています。

首都圏を抱える関東地方は、国土面積の約13%ながら、総人口の約36%、GDPの約39%が集中する産業・経済・文化の集積地域となっており、その中で国道は、①経済・社会活動の基盤としての中核的な交通インフラとしての機能、②国際物流や都県を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能、③災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能、④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能などを有するなど、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想され、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト縮減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維持管理を実施します。

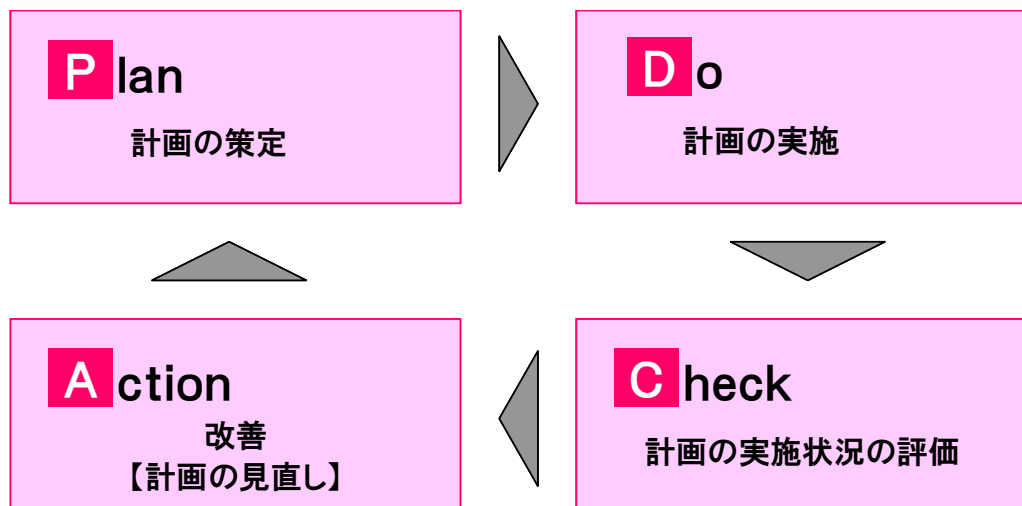
平成26年度に実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

Plan (計画) …「道路維持管理計画」を策定します。

Do (実施) …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。

Check (評価) …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。

Action (改善) …執行管理(分析・評価)を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

2. 管理計画

(1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

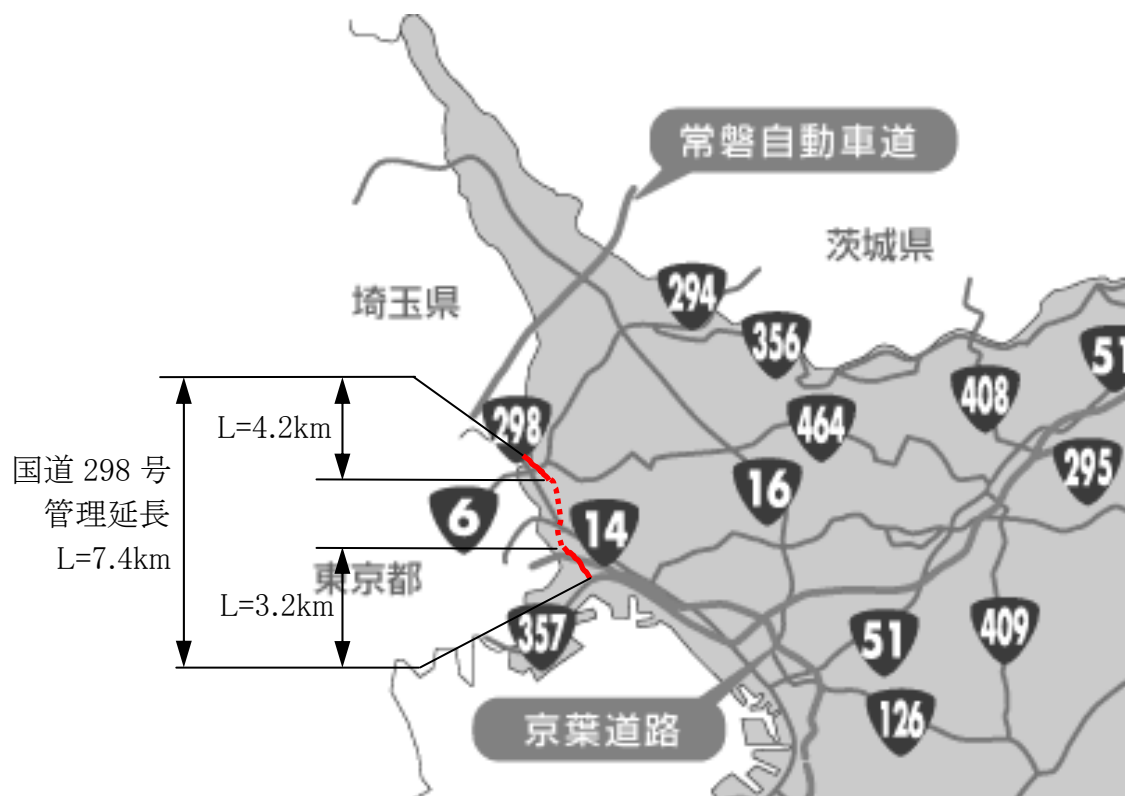
(2) 管理路線

1) 管理路線（区間・交通量など）

当事務所では、東京都及び千葉県内の国道298号の道路維持管理を金町国道出張所及び市川国道出張所で行っております。各出張所の管理区間等は、以下のとおりです。

担当出張所	路線名	延長(km)	管理区間	車線数 (交通:百台/日)
金町国道出張所	298号	4.2	起点 葛飾区東金町8丁目 終点 市川市堀之内	4~2 (184)
市川国道出張所		3.2	起点 市川市田尻 終点 市川市高谷	2 (184)

合計 7.4km



(3) 管理施設概要

1) 橋梁 (28橋)



〈国道298号 葛飾大橋 (江戸川渡河部)〉

2) 立体施設 (アンダーパス等)



〈国道298号 上矢切隧道 (国道6号交差部)〉

3) 横断歩道橋 (2箇所)



〈国道298号 矢切南台歩道橋 (横断歩道橋)〉

4) CCTV



〈国道298号 上矢切隧道CCTV〉

(目的)

立体施設 (アンダーパス) の冠水等、
道路状況を把握する施設

5) 道路排水設備 (排水機場)



〈国道298号 小山排水機場〉

(目的)
降雨等で立体施設 (アンダーパス)
に集中する雨水を排出する施設

6) 冠水情報板 (7基)



〈国道298号 上矢切付近〉

7) 道路標識 (219基)



〈国道298号 高谷ランプ付近〉

8) 道路照明 (1, 194基)



〈国道298号 上矢切付近〉

3. 日常管理

(1) 道路巡回

1) 目的

道路巡回は、路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物やトンネル等の道路構造物の状況を点検するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用・不正使用の把握を目的に道路巡回を行います。

2) 実施方針及び頻度

- 通常巡回は、車道、歩道路面など異状箇所確認のため、原則として2日に1回道路巡回により実施します。
- 定期巡回は、橋梁などの道路施設の異状箇所の状況確認のため、1回/年（各施設）点検を実施します。
- 異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。



〈通常巡回状況〉



〈異常時（台風時）巡回状況〉

(2) 道路清掃

1) 目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

○路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。（機械清掃）

- ・ 6回/年（路肩部）



〈路面清掃（機械）〉

○歩道清掃

ケヤキ、ユリノキ等の落葉除去ため、通常巡回により落葉状況などを確認した上で、歩道部の清掃を実施します。(人力清掃)



〈歩道清掃（人力）〉

○排水構造物清掃

排水系統、流末の処理能力などの確保するため、通常巡回により土砂の堆積状況などを確認した上で、年1回を目安に排水構造物の清掃を実施します。



〈側溝清掃（機械）〉

(3) 除草

1) 目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

道路巡回などにより繁茂状況を確認した上で、適切な時期を設定して実施します。



〈除草（法面）〉



〈除草（環境施設帯）〉

(4) 剪定

1) 目的

植樹帯及び環境施設帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、剪定を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

植樹帯及び環境施設帯などに植栽している高木や低木などについて、樹種等に応じて剪定時期を設定し、植栽管理を実施します。

主な樹種毎の剪定時期は以下のとおりです。

高木・中木（ヤマモモ・サザンカ等） 原則として3年に1回実施

寄植（中低木）（オオムラサキツツジ等） 原則として1年に1回実施



〈高木剪定〉



〈寄植（中低木）剪定〉

(5) 応急処理等

1) 目的

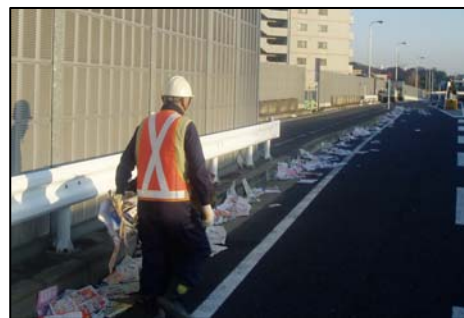
道路巡回や通報などにより発見、確認された交通の安全確保など道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行います。

2) 実施方針

路面異状（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



〈路面補修〉



〈落下物処理〉

(6) 設備点検

1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに適切に作動するように管理します。



〈排水設備（電源装置点検）〉



〈発電設備（蓄電池等点検）〉

（7）除雪

1）目的

除雪作業は、冬期における道路交通を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握し、また平成26年2月の記録的な大雪の経験も踏まえた上で、除雪・凍結防止作業・注意喚起等を行います。

2）実施方針

○車道除雪

降雪による積雪が観測され、5 cm～10 cm程度の降雪量を目安として、気象情報、交通状況等を勘案し、交通に支障をきたすと予想される場合に実施します。状況により通行止めを実施した上で、除雪を行う場合があります。

○歩道除雪

歩行者の交通に支障をきたすと予想される箇所（通学指定区間等）について実施します。



〈歩道除雪 通学路指定区間〉

○凍結防止剤散布

路面凍結の恐れがある場合には以下の区間において凍結防止剤を散布します。

- ・縦断勾配が急な区間

国道298号 千葉県松戸市上矢切（上下線計）L=0.7km

- ・局部的に日陰となる区間

国道298号 葛飾区東金町8丁目～松戸市上矢切（外廻り副道）
L=0.7km

・橋梁区間

国道 298 号	東金町高架橋（上下線計）	L = 950 m
国道 298 号	葛飾大橋（上下線計）	L = 800 m
国道 298 号	小山高架橋（上下線計）	L = 320 m
国道 298 号	坂川橋（上下線計）	L = 40 m
国道 298 号	矢切高架橋	L = 130 m
国道 298 号	高谷川橋	L = 130 m
国道 298 号	高谷 JCT（各ランプ計）	L = 2,600 m



〈凍結防止剤散布状況〉

○注意喚起及び迂回路案内

橋梁上等の積雪・凍結などにより車両がスタックする恐れのある箇所は、注意喚起看板による事前周知と、迂回路への案内を合わせて実施します。

4. その他

(1) 冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部を対象に下記の対策を実施しています。

- パトロールの強化（時間雨量で30mm/h以上の場合、緊急パトロール実施）
- ポンプ稼働試験及び遠方監視装置の点検
- 異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
- 電光表示板による冠水情報の提供

・冠水対策箇所 国道 298 号 上矢切隧道（内・外廻り） L = 200 m

(2) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況（構造）を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

- ・道路に関する工事の承認に関する事務（道路法第 24 条）

道路管理者以外の者が行う道路工事（自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事、宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事等）の承認業務

- ・道路の占用に関する事務（道路法第 32 条）

道路上に、道路管理者以外の者が電柱、広告看板その他これらに類する
工作物、ガス管、上下水道管その他これらに類する施設を設置したりする
場合に必要な許可業務。又は、露店、商品置き場、その他これらに類する
不許可施設の適正化指導業務。

- ・道路損傷に関する業務（道路法第22・58条）

附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷や、道路を油脂
類、汚濁物等により汚損された場合等の原因者による原状回復、費用負担
命令等に関する業務

- ・特殊車両に対する規制（道路法第47条）

特殊車両の通行許可申請審査、指導及び取締りに関する業務

(3) その他

- ・道の相談室

道路に関する相談（通報・問合せ・意見等）を電話やインターネット、F
AX等で受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。

TEL 048-600-4970（平日9:30～17:00）

FAX 048-600-3737（24時間受付）

URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/michi/form/index.html>
（24時間受付）

- ・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落
石」などの道路の異状を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダ
イヤルです。

道路利用者が道路の異状を発見した場合には、携帯電話などから『#99
10』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入
力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急
通報することができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速
に対応を行います。

- ・交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、
国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等によ
る）を提供しています。

URL <http://www.road.ktr.mlit.go.jp/>

- ・ホームページ

首都国道事務所 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/>

関東地方整備局 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

(4) 問い合わせ先

首都国道事務所 電話番号 047-362-4114（工務課直通）